

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、さいたま市環境基本条例(平成13年さいたま市条例第187号)の趣旨にのっとり、生活環境の保全に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境への負荷の低減を図るための措置及び公害等の発生源に対する規制を定めることにより、生活環境の保全に関する施策を推進し、もって現在及び将来の市民の健康の保護及び安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 さいたま市環境基本条例第2条第1号に規定する環境への負荷をいう。
- (2) 公害 さいたま市環境基本条例第2条第2号に規定する公害をいう。
- (3) 公害等 公害その他生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)の保全上の支障(事業活動その他の人の活動に伴って生ずるものに限る。)をいう。

(市の責務)

第3条 市は、自らの事業活動を行うに当たっては、率先して環境への負荷の低減及び公害等の防止に努めるとともに、生活環境の保全に関する施策を策定し、事業者、市民及びその他関係機関と連携してこれを計画的に推進しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる環境への負荷を低減し、及び公害等を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴う環境への負荷及び公害等の発生の状況を常に監視しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、日常生活その他の活動において環境への負荷の低減及び公害等の防止に努めるとともに、市が実施する生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第6節 光害の防止

(定義)

第104条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 光害 照明機器から照射される光で目的とする照明対象範囲の外部に照射されるものその他不適切な照明機器の使用に起因する人の諸活動及び動植物への悪影響をいう。
- (2) サーチライト等 強い光を発し、かつ、遠距離まで届く照射機能を持つ照明機器であって、サーチライト、レーザーその他の投射器又はこれらに類するものをいう。

(光害の防止)

第105条 何人も、屋外において照明機器を使用するときは、周辺の環境の状況に配慮した適切な照明機器を選定することその他光害を発生させないための措置を講ずるよう努めなければならない。

(サーチライト等の使用の禁止)

第106条 何人も、屋外を照射する目的で、サーチライト等を使用してはならない。ただし、特定の対象物を照射することを目的として使用する場合その他規則で定める場合は、この限りではない。

(使用中止の勧告)

第107条 市長は、前条の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該行為の中止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。